SDXC コントローラーIP コア利用条件

富士ソフト株式会社(以下「富士ソフト」という)は、富士ソフトが著作権その他の権利(以下「利用許諾権」という)を有するコンピュータ・プログラム(以下「許諾ソフトウェア」といい、詳細は第1条第1項に定める)を、お客様(以下「ライセンシー」という)が評価目的に限定して利用する際の条件を以下の通り定める。

1.定義

- 1.1「許諾ソフトウェア」とは、富士ソフトが利用許諾権を保有する SDXC コントローラー・IP コアをいう。
- 1.2「関連資料」とは、「許諾ソフトウェア」に関わる取扱説明書等をいう。
- 1.3「本件地域」とは、ライセンシーの主たる事業所のある国(別途富士ソフトが指定する申込書または申込フォームに規定する)をいう。

2.利用権の許諾

2.1 富士ソフトは本契約に規定する条件に従って、法人のライセンシーに対し、「許諾ソフトウェア」を商業用使用検討のための評価実施を目的(以下「本目的」という)として、「本件地域」内にあるライセンシー事業所内の PC 1台に限り、「許諾ソフトウェア」のインストール並びに適用デバイスへの書き込み、および「関連資料」の利用をすることができる譲渡不可能な非独占的権利を許諾する。なお、2台以上の PC に「許諾ソフトウェア」のインストールを希望する場合、ライセンシーは富士ソフトに対し、事前の許諾を求めるものとする。

2.2 前項に定める「許諾ソフトウェア」および「関連資料」の利用期間(以下「利用期間」という)は、第 4 条第 2 項に定める富士ソフトによるライセンスキーの発行日から 1 ヶ月間とする。

3.利用権除外事項 ライセンシーは、以下の権利を保有しないものとする:

- (1)第三者に対し「許諾ソフトウェア」もしくは「関連資料」の賃貸、貸借、貸付、再許諾またはその他の方法で譲渡もしくは公開をする権利;
- (2)「許諾ソフトウェア」に含まれるオブジェクトコードをリバース・エンジニア、逆コンパイルまたは逆アセンブルする権利:
- (3)「許諾ソフトウェア」若しくは「関連資料」を変更する権利(商標・ロゴ等の削除を含む); または、
- (4)「許諾ソフトウェア」を本目的の範囲を超えて製品に組み込む、または販売する権利。

4.納入およびライセンスキー発行

4.1 富士ソフトはライセンシーに対し、富士ソフトが指定する方法により「許諾ソフトウェア」および「関連資料」を ダウンロードさせる、又は保存したメディア等(以下「記憶媒体」とする)を納入する。かかる納入により、すべて の危険負担は、ライセンシーに引き継がれるものとする。

4.2 富士ソフトはライセンシーに対し、「許諾ソフトウェア」のライセンスキーを発行する。ライセンシーは自己の責において当該ライセンスキーの使用・管理を行うものとし、当該ライセンスキーを第三者に使用させたり、貸与、譲渡、売買、質入、公開等をすることはできない。

5.利用許諾料 第2条に規定する利用権の許諾料は無償とする。

6.報告書および監査権 富士ソフトはライセンシーに対し、本契約において許諾される利用権の遵守に関する事項に ついて報告を求める権利を有する。また、ライセンシーの営業時間内にライセンシーの事業所に富士ソフトの職員若 しくは第三者監査人を派遣し、ライセンシーの本契約の遵守・不遵守を立証するために必要な記録、請求書その他の 書類を監査させることができる。

7.所有権 「許諾ソフトウェア」および「関連資料」の全体または一部に対する世界的なすべての権利、権原、および権益(特許、著作権、商標、企業秘密またはその他の知的財産権を含む)は、富士ソフトに留保される。本契約のいずれの条項も、富士ソフトからライセンシーに当該権利、権原または権益を移転するとみなされない。

8.限定保証および免責

8.1 免責 富士ソフトは、「許諾ソフトウェア」および「関連資料」が第三者の権利(著作権若しくはその他の知的財産権を含む)を侵害していないことを保証しない。また、富士ソフトは、「許諾ソフトウェア」および「関連資料」を利用したことにより、ライセンシーが何らかの損害を被った場合でも、一切の責任を負わない。

8.2 保証の否認 商品性の黙示保証若しくは特定目的への適合性を含むがそれらに限定されない、すべての明示的または黙示的な条件、表明および保証は、適用法により許容される範囲において除外される。

9.仕様の変更 富士ソフトは、「許諾ソフトウェア」若しくは「関連資料」の仕様を自由に変更することができる。この場合、富士ソフトはライセンシーに対し、当該変更を通知する義務を負わない。

10.機密保持および公表

10.1 非公表 ライセンシーは、本契約の存在および内容を機密として第三者に公表しないものとする。ただし、当該 開示が法律または所管官庁により求められる場合を除くものとするが、開示に際してライセンシーは、事前に富士ソフトへの通知を行うものとし、その公開範囲は必要とされる範囲に限定する。

10.2 機密情報 ライセンシーは、道理をわきまえた人が機密であると理解するような、例えば、富士ソフトの製品、営業上のおよび財務の情報、個人情報(第 10 条 4 項にて定義)、予算、営業およびマーケティングの計画・情報、プロモーション、供給者リスト、顧客リスト、ソフトウェアおよびそのソースコード等に関連する機密情報(以下「機密情報」とする)を受領した、若しくは受領する可能性がある。ライセンシーは、本契約を遂行するために容認される若しくは必要とされる場合、または法律で求められる場合を除き、本契約の契約期間または満了後に関わらず、富士ソフトの書面による事前同意なく、機密情報を使用せず、またいかなる第三者にも機密情報を開示しないものとする。

10.3 制限 機密情報には、ライセンシーの責によることなく公知である、または公知となった情報、開示を受けた以前にライセンシーにおいて所有していたことが証明できる情報、ライセンシーが第三者から機密保持義務を負うことなく入手した情報、富士ソフトが機密保持義務なく第三者に開示した情報、機密情報に依存することなくライセンシーが独自に開発した情報は含まれない。

10.4 個人情報の保護 ライセンシーは、個人情報の保護に関する法律において定義される「個人情報」の保護に関する法令によって課される規定および義務に常に従うことを保証することに同意する。

11.損害賠償責任

11.1 富士ソフトはライセンシーに対し、ライセンシーの本契約違反による損害賠償を求めることができる。

11.2 上記記載の損害賠償には、本契約の強制執行に必要なすべての費用、並びに本契約に関連して当事者間で訴訟や法的手続きが発生した場合の合理的な弁護士費用を含む。

12.契約期間 本契約の契約期間は、本契約で規定されるように別途早期に解除されない限り、ライセンシーによる本契約への同意日から、第13条第2項に基づき、ライセンシーから富士ソフトに破棄を証明する文書が送付された日まで継続する。

13.契約解除条項

- 13.1 正当な理由による解除
- 13.1.1 富士ソフトはライセンシーに以下の各号に記載するいずれかの事由が生じた場合は、書面による事前通知なく本契約の全部または一部の解約をすることができる:
- (a)債権者と何らかの債務整理の手続きに入った場合または清算、支払不能、破産、財産管理状態若しくは会社更生 訴訟手続きに入った場合;
 - (b)解散、第三者と合併または統合する場合:
 - (c)資産の実質的な部分を譲渡するまたは譲渡することを試みる場合;
 - (d)営業の継続を中止した場合;
 - (e)債務の結果として、資産が押収された場合;
 - (f) 当該当事者に重大な危害を及ぼした場合; または
 - (g)債務および/または不手際の結果として、同様もしくは類似の措置を取ったまたは受けた場合。
- 13.1.2 富士ソフトは、ライセンシーが本契約のその義務に違反し、かつ当該違反に関する通知を書面にて受領したにも関わらず当該違反の是正を怠ったときは、書面による事前通知なく、本契約を解除することができる。
- 13.1.3 ライセンシーは、第 13.条.1 項 1 号の事由が発生するおそれがある場合または発生した場合はすみやかに富士ソフトに書面で通知する。
- 13.2 契約終了の効果 ライセンシーは、本契約の契約期間満了後または、富士ソフトが要求した場合、直ちに「許諾ソフトウェア」および「関連資料」を、富士ソフトの指示に従い返還もしくは破棄するものとする。なお、「許諾ソフトウェア」および「関連資料」を破棄した場合、ライセンシーは、当該破棄実施日から 5 営業日(富士ソフトの営業日を基準とする、以下同じ)以内に、当該破棄を証明する文書を送付するものとする。
- 13.2.1 存続 本契約の解除もしくは契約期間満了は、富士ソフトが利用可能な救済(損害賠償を含む)を求めることを制限したり、妨げたりしないものとする。本契約が解除もしくは契約期間満了により終了した場合も、第3条(利用権除外事項)、第6条(監査権)、第7条(所有権)、第10条(機密保持および公表)、第11条(損害賠償責任)、第13条(契約解除条項)、および第14条(雑則)は存続するものとする。

14.雑則

- 14.1 通知 本契約に基づき要求されるまたは許可される通知、要請、要求若しくはその他の通信は特段の定めのない限り書面とし、本契約を参照し、下記のいずれかの場合、適切に通知されたとみなされる: (a)手渡しで通知されたとき; (b)ファックスで送付される場合は受信確認書がファックスで送信されたとき; (c)書留郵便または配達証明郵便で送付されてから2営業日後。すべての通知は、受領者の主要連絡先の住所に送付されるものとする。
- 14.2 譲渡 本契約の両当事者の権利および義務は、事前に相手方の書面による同意を得ることなく譲渡されず、また委任もされない。
- 14.3 不可抗力 いずれの当事者も、火災、ストライキ、洪水、禁輸、労働争議、下請契約の遅延もしくは不履行、妨害行為、暴動、事故、運送業者もしくは供給業者の遅延、インターネットの停止、政府法令、規制もしくは要請への自発的/強制的遵守、天災もしくは公敵行為、その支配の及ばない作為、不作為もしくはその他の要因による本契約の全部または一部の履行遅延もしくは履行不能については、責を負わない。
- 14.4 両当事者の関係 本契約に含まれるいずれの条項も、富士ソフト(または富士ソフトの従業員)とライセンシーとの間に雇用者および従業員、本人および代理人、合弁会社、パートナーの関係を確立するとみなさない。
- 14.5 準拠法および裁判管轄権 本契約および本契約に関するすべての事項は、日本法に準拠し、それに従って解釈されるものとする。両当事者は、本契約に関連して生じる論争については、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所の専属裁判管轄権に従う。

14.6 権利放棄/分離独立性 本契約の義務は、本権利放棄が被害当事者もしくは相手方をその義務から免除する当事者が書面で署名しない限り、いずれの当事者によっても放棄されず、またいかなる不正行為も免除されない。関連法域の裁判所が本契約のいずれかの部分が強制執行不可能または法律に矛盾すると判断した場合、かかる強制不可能または矛盾した条項は本契約から切り離され、無視されるものとし、残りの条項は引き続き適用されるものとする。

14.7 完全合意 本契約は、本契約の主題に適用される唯一の条件である。本契約は両当事者によって署名される書面による合意によってのみ、変更可能とする。

14.8 目的外使用 ライセンシーが「許諾ソフトウェア」および「関連資料」を本契約における目的以外の目的(「許諾ソフトウェア」を製品に組み込んで販売することを含むがこれに限らない)で利用することを希望する場合、両者協議の上、別途契約を締結する。

14.9 特記事項 本契約の正本は日本語で作成されたものを指し、他の言語に翻訳されたものは副本とする。なお、正本と副本の解釈において不一致が生じる場合、または齟齬がある場合には、正本による解釈を優先適用する。

以上